令和８年度神埼市海外研修支援事業追加募集要項

本市は、次代を担う中学生及び高校生等（以下「中高生」という。）が、海外での生活を通して語学力の向上を目指すとともに、異文化に対する理解を深めるなど豊かな国際感覚を生かして世界で活躍できるグローバル人材の育成を図るため、その費用の一部を助成し、自らの学びを支援します。

１　補助対象者

補助金の申請時点において、次のすべてに該当する者とします。

（１）　市内に住所を有する中高生及び保護者であること

（２）　公立又は私立の中学校、特別支援学校中学部、中等教育学校、高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（１年次から３年次まで）に在籍している生徒であること

（３）　中高生の保護者及びその者と生計を一にするものが市税を滞納していないこと

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員でないこと

２　対象事業

下記のすべてを満たす研修が対象となります。

（１）　海外研修等を主催した実績があり、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条に規定する登録を受けた民間事業者又は公益法人が主催する研修事業であること

（２）　令和８年７月１日から令和９年１月３１日までに帰国し、渡航期間が２週間程度の日本国外における研修であること

（３）　中学生の場合は、長期休業期間中に実施する研修等、授業及び学校諸行事に支障をきたさない期間に実施する研修であること

３　対象経費

（１）　海外研修プログラム費（研修を主催する事業者又は公益法人が見積書等により提示する費用）

（２）　旅券（パスポート）及び査証（ビザ）の取得費

（３）　海外傷害保険料

（４）　市長が特に認める経費

４　補助金額

補助対象経費の１０分の８（千円未満切捨て）**※上限額は一人につき４８万円**

・補助金の交付を受けることができる者は生徒の保護者

５　募集定員

中学生、高校生等合わせて　**１名程度（予算の範囲内）**

6　提出書類

（１）神埼市海外研修支援事業補助金交付申請書（様式１号）

（２）海外研修が決定若しくは内定していること又は応募済みであることを証明する書類の写し

（３）研修内容がわかる資料（研修先で学ぶ内容、スケジュール、時間割等）

7　提出締切

令和８年１１月６日（金）当日消印有効

8　選　考

作文及び面接による審査を実施。面接は、１１月中旬に実施するものとし、後日開催日時を連絡します。

9　結果通知

１２月上旬までに、事前研修会の日時も含め本人宛に通知します。

10　その他

（１）海外研修への助成は一人１回限りとします。

（２）本事業に参加した者は、帰国後に成果報告をするものとする。報告会の時期は、夏季休業中に研修に参加した者は１２月、冬季休業中に参加した者は次年度の８月に予定しています。日時、場所など詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

（３）第１回の募集で定員に満たない場合は、予算の範囲内で第２回募集を予定しています。

（４）他団体からの助成金等と支援内容が重複する場合は本補助金の減額を行います。

（５）渡航中のトラブルや事故等に関して、神埼市は一切の責任を負いかねます。

（６）選考基準や選考結果に関するお問い合わせにはお答えしかねますのでご了承ください。

11　書類提出先及び提出方法等

（１）書類提出先

〒842-8601　神埼市神埼町鶴 3542 番地 1

神埼市教育委員会学校教育課

（２）提出方法

持参または郵送（当日消印可）とする。

（３）受付時間　祝祭日を除く月曜日～金曜日　９時～１７時

12　問い合わせ先

神埼市教育委員会学校教育課

電話　(0952) 37-3592

メール　gakkou-kyouiku@city.kanzaki.lg.jp